

料金後納
郵便



郡上市商工会だより

2020.12 発行第 141 号

郡上市商工会

郡上市八幡町島谷 130 番地 1

☎66-2311 FAX 66-2312

ゆうメール

HP : <http://www.gujo.ne.jp/shoko/> Email: gujo@ml.gifushoko.or.jp Facebook: <https://www.facebook.com/gujoshoko/>

第 12 回 新春経済講演会開催！

期 日：令和 3 年 1 月 26 日(火)
場 所：郡上市総合文化センター（大ホール）
開 演：午後 2 時（開場 午後 1 時 30 分～）

※参加には
事前申込が
必要です。



講 師：元読売テレビ解説委員長・大阪綜合研究所代表
辛坊 治郎 氏

演 題：『報道から見た日本』 ※コロナ対策のため、
先着 300 名とさせていただきます。

【お問合せ】郡上市商工会 TEL : 0575-66-2311



新春経済講演会 自社商品 PR ブース出展企業募集!!

新春経済講演会来場者へ自社商品を PR してみませんか？新春経済講演会会場内に商品 PR ブースを設置いたします。当日は一般の方も来場されますので、自社の商品を知っていただく良い機会となります。

募集詳細・出展申込は、本誌同封のご案内をご覧ください。

年末調整・決算申告時期の支援体制について

【出張所の開設日・予約等について】

年末調整・決算申告時期の税務支援については、1 月 5 日～3 月 15 日までの間、毎日出張所を開設します（明宝は水・木・金のみ開設、和良は月・火・水のみ開設）。

決算申告相談は「予約制」により行いますので、お早めにお申し込み下さい。該当する会員の皆様には別途ご案内をいたしますが、予約受付日は **1 月 18 日(月)～3 月 12 日(金)** までとします。また、1 月中旬に減価償却計算表を送付しますので、令和 2 年度中に資産の増減等がある場合は、早めにご連絡下さい。効率的な運営に皆様のご理解とご協力をお願いします。

【税理士による個別相談日について】

税理士による相談を右記のとおり行いますので、事前に予約のうえご利用いただけますようお願い致します。また、一部を除き、相談日は出張所毎に割り振りいたしましたので、所属地区の出張所までご相談下さい。
※**赤日付**は、所属地区に関係なく全会員にご予約頂けます。

支 所	税理士名	相談日（13 時～17 時 1 時間単位で事前予約が必要）		
		1 月	2 月	3 月
八 幡	酒井智義	29(金)	4(木), 10(水) , 15(月), 17(水) , 25(木)	2(火) , 8(月), 10(水) , 12(金)
大 和	酒井智義		12(金), 26(金)	
	田代光敏			5(金), 12(金)
白 鳥	田代光敏		3(水), 10(水), 15(月), 26(金)	2(火), 11(木), 15(月)
高 鷲	松原照久		1(月), 12(金), 22(月), 26(金)	8(月), 12(金)
美 並	鷲見知幸		3(水), 17(水), 22(月)	2(火), 12(金)
明 宝	鷲見知幸		4(木), 12(金), 25(木)	4(木), 10(火)
和 良	鷲見知幸		10(水)	3(水)

加入すると

お得な

小規模企業共済のすすめ

ゆとりある老後のために自助努力。将来年金だけでは不安という方。



Q. 小規模企業共済に加入していますか？

裏面へ

A. 入っています

A. 入っていません

安心 安全 国がつくった経営者のための退職金制度です。

こんな制度です…

- 昭和40年に「小規模企業共済法」に基づき発足して以来、順調に普及
- 加入者数は約138万人、運用資産は約94兆円（H303現在）
- 共済金支給額の平均は1,087万円/人、支給総額は約4800億円（H29年度実績）

加入対象者

制度に加入できる方は、個人事業主・共同経営者・会社等役員で、雇用されている従業員（正規雇用者）数によって判断されます。

小売・卸売・サービス業等
※旅館・娯楽業は除く

従業員
5人以下の企業



農林漁業・製造業・建設業
運送業・旅館業・娯楽業等

従業員
20人以下の企業



※ 従業員とは、個人事業主や会社役員、共同経営者（2人まで）及び家族従業員、パート従業員、アルバイト従業員などの臨時に期間を定めて雇い入れている者を除いた、正社員として雇用されている方を言います。

共済金A・Bの利回りは**1.0%~1.5%**

詳しくは裏面の「共済金の受け取り」をご覧ください

小規模企業共済の**お得**ポイント

ポイント

1 掛金は、全額所得控除

掛金は月額1,000円から7万円の範囲（500円単位）で自由に選べます。

払い込んだ掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として所得控除の対象となります。

（確定申告書の『小規模企業共済等掛金控除』にご記入ください）

所得から差し引か	雑損控除	⑩	
	医療費控除	⑪	
	社会保険料控除	⑫	
	小規模企業共済等掛金控除	⑬	
	生命保険料控除	⑭	
	地震保険料控除	⑮	
	寄附金控除	⑯	
	寡婦・寡夫控除	⑰	0000

ポイント

2 受取時も 税制メリット

- 共済金は、廃業や退職時のほか、65歳以上で180か月以上掛金を納付した方も受け取ることができます。
- 受け取りは、「一括」「分割」「一括と分割の併用」がある一方税制のメリットがあります。

一括受取 → 退職所得扱い

分割受取 → 公的年金等の雑所得扱い

ポイント

3 資金に困ったら…

事業資金に困った場合、掛金納付月数により、掛金の7割~9割の範囲内で貸付制度がご利用できます。

一般貸付制度 → 貸付利率 年 1.5%